

平成 2 3 年第 6 回 ( 6 月 )

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会



1. 日時及び場所 平成23年6月7日(火)  
開 会10時00分 閉 会10時50分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名

石丸 茂信	岡 万寿夫
	豊田 和義
和才 直俊	恒成 一治
是木 則幸	奥家 信弘
賀部 正直	矢頭 道雄
守口 信義	瀬口 勝美
若山 善一	是木 輝義

欠席委員の氏名 梅林 陟

4. 付議事項

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
2件

議案第17号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

## 6. 会議の概要

- 事務局 委員の皆さんおはようございます  
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。  
ただいまより平成23年第6回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 委員の皆様おはようございます。  
田植えの時期になりました。皆さんお忙しい時と思いますがご出席  
下さいましてありがとうございます。  
今日はですねー、手元の議案にありますように付議事項として2件、  
報告事項1件であります。  
最後までよろしくをお願いいたします。  
それでは、早速ですが、本日の議事録署名人を指名いたします。  
議事録署名人に石丸茂信委員と岡万寿夫委員のお二人を指名いたしま  
す。よろしく申し上げます。  
では早速議事に入ります。  
議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、  
2件ございます。  
事務局説明をお願いいたします。

### 議案第16号 整理番号1

- 事務局 「議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい  
て」整理番号1をご説明いたします。  
議案の1ページをお開きください。  
土地の表示は幸子〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積1  
05㎡で、所有者、耕作者共にAさんです。  
申請者ですが、譲渡人は本町広津〇〇〇番地のAさん、譲受人は、  
同じく本町広津〇〇〇番地の〇丸ビル管理株式会社代表取締役Bさん  
です。  
本件の転用理由並びに転用計画は、大字幸子〇〇〇番地〇の敷地拡  
張用地として平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇行農計第〇〇号で転用許  
可を受けていましたが、購入予定者が必要なくなり現在に至っていま  
す。  
議案の2ページをご覧ください。赤丸で囲んだ中心に赤点で示したと  
ころが今回の申請地で、3ページに詳細位置図を添付していますので  
ご覧ください。  
申請地周辺は第1種低層住居専用地域で最低敷地面積が165㎡で  
あることから、許可を受けている土地が96㎡であり住宅を建設する  
ことができません。そのため、今回の申請地を含めれば201㎡とな  
り住宅を建設することができます。  
転用許可後は大字〇〇〇番地〇と合わせて販売する計画でありま  
す。

今回は宅地分譲用地であることから、土地利用計画図、排水放流協議書の添付はございません。

転用目的実現の確実性については資金計画書並びに金融機関残高証明書が添付され確実と判断されます。

申請地付近の状況ですが、4ページの字図をご覧ください。

東西と南側は宅地で、北側は町道に面していますので隣地承諾書の必要はありません。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については5ページから7ページの農地転用判断基準シートを添付しています。

申請地が都市計画用途地域内にあることから農地区分については第3種農地となりますので転用は許可と判断されます

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 有難うございました。  
それでは、地元委員の賀部委員に現地の状況などを説明をお願いします。

賀部委員 事務局から説明があったように、隣の〇〇〇番地〇の横に家が建っているのですが、家を建てるとき一緒に造成されて購入する予定であったのですが、そんなに要らないということで造成されたままになっています。  
転用については特に周囲への影響はないと思います。

会 長 有難うございました。賀部委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第16号整理番号1に関しましては承認することと決めます。  
次に整理番号2について事務局説明お願いいたします。

議案第16号 整理番号2  
事務局 整理番号2についてご説明いたします。  
議案の1ページをお開きください。  
土地の表示は小犬丸〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積694㎡で、所有者、耕作者共にCさんです。  
申請者ですが、譲渡人は本町小犬丸〇〇〇番地〇のCさん、譲受人は、同じく本町小犬丸〇〇〇番地〇のDさんです。  
本件の転用理由並びに転用計画は、大字小犬丸〇〇〇番〇を住居並びに農業用施設を建設するための転用で、木造二階建て1棟建築面積174.2㎡、農業用倉庫1棟で建築面積42㎡を建築するもので、建ぺい率は31.1%であります。  
転用目的実現の確実性については資金計画書並びに金融機関の融資

証明書が添付され計画は確実と判断されます。

申請地の位置は 8 ページの位置図並びに 9 ページの詳細位置図に赤丸で示した箇所が申請地です。

10 ページには地籍測量図、11 ページには平面図並びに造成に係る断面図を 12 ページに添付しています。

周辺への状況ですが、東側と北側は町道に接し、南側は宅地、西側は譲渡人の C さんの所有農地に接しています。

排水処理については既存公共水路へ、し尿処理については公共下水道へ接続予定です。

13 ページ以降に計画平面図、雨水・汚水・上水道の経路を示した図面を添付しています。

排水放流協議書は申請書に添付されています。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については 17 ページから 19 ページの農地転用判断基準シートを添付しています。

申請地は農地のまとまりが 10 ha 未満であり、周辺には住宅が立ち並んだ場所にあり、近くには保育園があります。

農地区分の判断としては第 2 種農地であると判断されます。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 有難うございました。

それでは、地元委員の奥家委員、補足説明ありましたら現地の状況などを説明をお願いします。

奥家委員 事務局から説明があった内容に特に加えることはありません。

現状は A さんが畑として利用し、一部に水稻を作付けしています。他には、周囲の住宅の立ち並びなどから転用については特に周囲への影響はないと思います。

会 長 有難うございました。地元委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第 16 号整理番号 2 に関しましては承認することと決めます。

次に「議案第 17 号、吉富町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

#### 議案第 17 号

事務局 吉富町農用地利用集積計画ですが、市町村長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を経る、となっています。

20 ページをお開き下さい。「議案第 17 号吉富町農用地利用集積

計画の承認について」別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求める。平成23年6月7日 農業委員会 是木輝義

今回6月の利用権設定の件数は、新規は48件で50,297㎡、更新は126件で117,291㎡、合計は174件で167,588㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、皆様方へ回覧いたしますのでご覧ください。

会 長 事務局より説明がありました。  
賃借権は減る傾向にありますか？

事務局 今回の新規は3件ですが、昨年同期と同様です。  
また、更新については多いようにあります。これは賃借権を設定した農地を使用貸借に変えずらいのもあるのではないのでしょうか。

会 長 まだ全ての委員さんがご覧になっていないようですが、何かご意見  
ございませんか。

事務局 平成22年度末現在で利用権の設定が86haあり、平成21年度  
よりも9ha程増加しています。  
今後も農業者の高齢化や後継者不足から、作付けや管理が出来ない  
農地が増えてくると思います。そんな農地への利用権設定は増えてく  
るのではないかと思います。

会 長 委員の皆さん何か質問等はございませんか？  
無いようでしたら議案第17号は承認することに異議ございませ  
んか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは「議案第17号吉富町農用地利用集積計画の承認について」  
は承認することと決めます。

報告事項  
会 長

次に報告事項として「農地法第3条の3第1項の規定による届出に  
ついて」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」について説  
明いたします。22ページをご覧ください  
権利を取得した者の氏名は北九州市小倉南区長尾〇丁目〇番〇のE  
さん。

土地の所在は表に示したように5筆、地目は全て田、面積は合計で  
2,792㎡。

権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日、権利を取得した事由は

相続によるもので、取得した権利の内容は所有権であり、農業委員会による斡旋の希望の有無は無いとのこと。

以上で説明終わります

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 報告事項が終わりました。委員のみなさん何か質疑ございませんか

各委員 質疑なしの声あり

会 長 次はその他の項になります。事務局説明お願いいたします。

事務局 先月の総会で説明しましたように、今年度から町が農用地利用円滑化事業として農地の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業に取り組んでいます。

その制度を活用し、認定農業者や担い手農家へ農地を集積することで農作業効率の向上を図ることができます。

また、農地が不作付け地や耕作放棄地とならないためにもこの制度をもっと周知しなければならないと思っています。

農業委員の皆さんには農家の皆さんへこの制度の周知をお願いいたします。また、今年度水田農業経営力強化事業が県単事業として創設されました。

内容は経営基盤強化交付金として、本町では対象者は認定農業者となります、水田面積10ha以上が要件としてあります。

交付額は初年度150万円、2・3年目50万円が交付されます。

次に、経営規模拡大加算金ですが、これも同様に対象は認定農業者で、水田面積が10ha以上であること。農用地利用円滑化事業を通じて利用調整し、新たに10年以上の利用権設定により面的集積した水田に対し、1反当り5万円の交付を受けることができます。

また、3年間で水田面積を3割増加が要件となります。

次に経営者育成対策として法人経営、会計・企業診断、農産物マーケティングのための農業経営アドバイザー派遣事業があります。

会 長 5万円は毎年ですか

事務局 加算金は1回だけです。

瀬口委員 10年間は長いな。70代の人为主にやっているのに、それは無理



やろー。

事務局 本町で対象者になるのは1人だけですが、その話をしたのですが10年後のことを考えると積極的にこの事業に取り組もうする思いは無いようです。

和才委員 吉富町の認定農業者の平均年齢はどのくらいですか

事務局 正確な平均年齢はわかりませんが、60歳後半だったと思います

瀬口委員 一番若いのは奥家委員ですね

事務局 認定農業者以外で1haを作付けし、年齢が30から40代の農業者は2名です。

会 長 他に委員の皆さん意見等はございませんか

各委員 意見なしの声あり

会長 それでは他になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日は10日ですが、7月は農業委員の統一選挙の関係から少し早めの7月5日火曜日でお願いできないでしょうか。

会 長 事務局から次回日程について提案がありましたが、委員の皆さん如何でしょうか

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、7月の総会は5日（火）午前10時からとします。これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時50分 閉会